

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律

(平成一四年七月一二日法律第八七号)

### 一、提案理由(平成一四年五月二二日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 使用済自動車の再資源化等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、廃棄物の最終処分場が 迫りつつある等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しております。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが強く求められております。このような状況において、我が国における生活環境の保全と健全な経済発展を確保し、循環型社会を実現するためには、廃棄物の減量と再生資源及び再生部品の十分な利用を図っていくことが重要であります。

このため、有用部品や金属を多く含み、再資源化による廃棄物の減量に大きな効果がある使用済自動車について、自動車製造業者等を初めとする民間事業者の活力を最大限生かしつつ適切な公的関与を行うとの基本理念のもと、再資源化等を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築することが必要であります。かかる措置を講ずることにより、不法投棄の防止と民間の再資源化事業者の活性化を図りつつ、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、自動車製造業者及び輸入業者は、みずから製造または輸入した自動車が使用済みとなった場合に生ずる自動車破碎残渣、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取って、その再資源化またはフロン類の破壊を行うことについて義務を負うこととしております。

第二に、引き取り業者及びフロン類回収業者の登録制度、解体業者及び破碎業者の許可制度を創設するとともに、これらの者に対し、使用済自動車等の引き取り、引き渡し義務と再資源化義務等を課することとしております。

第三に、自動車製造業者等が再資源化等に要する費用については、自動車製造業者等の創意工夫と競争を通じてその低減が図られるよう、再資源化等料金を自動車製造業者等がみずから設定、公表する仕組みとすることを基本としつつ、必要な場合には主務大臣が勧告、命令する仕組みとしております。この再資源化等料金については、自動車の所有者があらかじめこれを負担し、当該自動車が使用済みとなって再資源化等が実施されるまで資金管理法人が管理することとしております。

第四に、使用済自動車等の確実な再資源化等を担保するため、関連事業者等に引き取り及び引き渡し時の情報管理センターへの報告を義務づけることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、指定法人に関する事項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例その他の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告（平成一四年六月一日）

谷畑孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、循環型社会の実現に向けて、有用部品や金属を多く含み、リサイクルによる廃棄物の減量に大きな効果がある使用済自動車について、自動車製造業者等を中心とした関連事業者に適切な役割分担を義務づけることにより、そのリサイクル・適正処理を図るための新たなリサイクル制度を構築するものであります。

その主な内容は、

第一に、自動車製造業者及び輸入業者は、みずから製造または輸入した自動車在使用済みとなった場合に生ずる自動車破碎残渣、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取り、そのリサイクル等を行うことについて義務を負うものとする事、

第二に、リサイクル等に係る料金については、自動車製造業者等がみずから設定、公表するものとし、当該リサイクル料金は、自動車の所有者があらかじめこれを負担し、その管理は資金管理法人が行うものとする事、

第三に、関連事業者等は、使用済自動車等の引き取り及び引き渡しに際し、情報管理センターに対して報告義務を負うものとする事  
等であります。

本案は、去る五月十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十二日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十九日より質疑を行いました。六月四日には環境委員会との連合審査会において参考人からの意見聴取を行うとともに、現地視察を行うなど慎重に審査を行い、去る七日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

## 附帯決議（平成一四年六月七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年における廃棄物の発生量の増大、不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、廃棄物及びリサイクル行政を一体的に進める見地から関係省庁間の緊密な連携を図り、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。
- 二 使用済自動車の再資源化等に要する費用に関し、自動車の所有者に新たに再資源化等預託金の負担を求めることとなることにかんがみ、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に向けて早急に取り組

むこと。

三 中古車輸出の際の再資源化預託金等の取戻し制度については、不適切な返還がなされないよう運用に努めるとともに、その施行状況を注視しつつ、将来的には必要に応じて当該費用を自動車の所有者に返還しない制度とすることも含め、そのあり方について適宜検討を行うこと。

四 指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加や事業者間の競争促進に十分に配慮しつつ、使用済自動車がリサイクルシステムにおいて概ね有価で流通する状況の創出、環境負荷の発生の防止等の観点から実態の把握に努め、指定の追加及び削除について機動的な対応を行うこと。

また、タイヤ、バッテリー等の個別部品のリサイクル対策についても適切に取り組むとともに、必要が生じた場合には法律上の対応を含め、速やかに対応すること。

五 使用済自動車のリサイクル率向上に向けて自動車破碎残さの減量化が喫緊の課題となっていることにかんがみ、自動車製造業者等において自動車の設計、原材料等についての最大限の工夫がなされることを促すとともに、解体業・破碎業における再資源化基準の設定に当たっては、経済性、効率性の観点から処理の実態を踏まえ、柔軟な対応を図ること。

六 資金管理法、情報管理センター及び指定再資源化機関の指定に当たっては、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、いやしくも天下り機関等との指摘を受けることがないように、民間事業者の自主性の尊重及び組織の肥大化の防止に十分に配慮すること。

七 自動車国際的に流通する製品であることにかんがみ、今後とも諸外国の動向も踏まえつつ、望ましい法制度のあり方につき検討すること。

また、技術開発の進展等により実際に要する使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況が自動車の所有者に開示されるべく本法に基づき措置すること。

### 三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年七月五日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、自動車製造業者及び輸入業者に対して、自ら製造又は輸入した自動車の破碎残渣、フロン類等の引取り、再資源化等を義務付けるとともに、再資源化等に要する費用については、自動車の所有者があらかじめ負担し、それら自動車の再資源化等が実施されるまで資金管理法に管理させるなど、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、環境委員会との連合審査を行うなど幅広い審査を行うとともに

に、拡大生産者責任の考え方と再資源化等料金の所有者負担との関係、資金管理法人の創設の是非及び資金管理の透明性の確保、自動車における有害物質の使用削減に向けての取組などの質疑が行われましたほか、解体業者における自動車部品のリサイクルの実情を現地調査をいたしました。それらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一四年七月四日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、関係省庁間の緊密な連携の下に廃棄物及びリサイクル行政を一体的に進め、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。
  - 二 指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加に十分配慮しつつ、環境負荷の発生防止等の観点を踏まえ、指定の追加及び削除について機動的に対応すること。  
また、タイヤ、バッテリー等のリサイクル対策についても積極的に取り組むとともに、必要に応じ法律上の対応を含め、適切に対処すること。
  - 三 技術開発の進展等により、使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の取扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況を自動車の所有者に開示すべく本法に基づき措置すること。
  - 四 資金管理人、指定再資源化機関及び情報管理センターの役割の重要性にかんがみ、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、天下り機関等との指摘を受けることのないよう厳正に対処し、組織の肥大化の防止に十分配慮すること。
  - 五 自動車製造における鉛、水銀等の有害物質の使用削減について、自動車製造業者及び輸入業者による取組を検証し、使用削減が着実に進展するよう適切に対処すること。
  - 六 自動車の所有が大衆化していること及び使用済自動車の処理費用が所有者の新たな負担となることから、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に向けて早急に取り組むとともに、解体業者等のリサイクル事業が円滑に推進できるよう、金融・税制面等の支援措置を講ずるなど、必要な環境整備に努めること。
- 右決議する。